

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和 7 年 4 月 30 日

北海道石狩振興局長 北山 雄彦

1 委 託 業 務 の 概 要

(1) 委 託 業 務 名

令和 7 年度（2025 年度）いしかり地域就業促進事業委託業務

(2) 業 務 の 目 的

将来的に企業の中核を担う若手人材が管内企業に関心を向けるべく、学生と企業との接点を創ることで学生の管内企業への就職を促すとともに、管内企業に対して就業環境等の整備を促すための支援を行う。

(3) 業 務 内 容

① 管内大学との連携による意見交換会

学生と管内企業の接点を創るため、管内の大学と連携し、学生と企業との意見交換会を開催する。

ア 開催大学 石狩管内の大学 2 大学以上

イ 開催回数 各大学 1 回

ウ 開催時期 任意とするが、大学生の就職活動の時期を考慮して提案すること

② 道外大学との連携によるイベント

石狩管内の企業情報を発信するため、道外大学と連携し、合同企業説明会や交流会等のイベントを開催する（※）。

※ イベントの内容は、合同企業説明会等に限定されるものではないが、学生への企業情報の発信という事業の趣旨を踏まえ、北海道石狩振興局と連携先の大学が協議により設定した内容を含むものとする。

ア 開催大学 道と就職支援に関する協定を締結する道外大学

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/69492.html>

イ 開催回数 1 回（複数大学で開催する場合は各大学 1 回）

ウ 開催時期 任意とするが、大学生の就職活動の時期を考慮して提案すること

③ 就業環境改善カウンセリング

就業環境改善による人材定着を目指す企業の支援を行うための専門家を派遣する。

ア 対象企業 10 社

イ 実施期間 10～11 月頃

④ 事業実施報告書の作成

事業終了後、遅滞なく①～③の業務の実績報告書を作成、提出すること。

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

- (1) 単体法人又は複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。
- (2) 単体法人及びコンソーシアムの構成者は、次の要件をすべて満たしていること。
- ア 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 167 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号）第 2 第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- オ 暴力団関係事業者等でないこと。
- カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
- (ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
- (イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
- (ウ) 消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）
- (ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
- (イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
- (ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
- ケ コンソーシアムを構成する企業間に明確な協定等が存在すること。また、北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、会計帳簿等の関係書類の保存について、協定書等に記載があること。

3 企画提案の審査基準

- ・ 実施体制・実績等
- ・ 提案内容の的確性
- ・ 追加提案
- ・ 道施策との適合性

4 担当部課

〒060-8558 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館 6 階
北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課 担当：荒木
TEL：011-204-5179（直通）
FAX：011-232-1044
mail：araki.yousuke@pref.hokkaido.lg.jp

5 プロポーザル関係書類の交付について

(1) 交付期間

令和 7 年（2025 年）4 月 30 日（水）から 5 月 16 日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。交付時間は午前 9 時から午後 5 時まで）

(2) 交付方法

上記 4 の場所で交付する。なお、北海道石狩振興局のホームページにおいてダウンロードすることができる。

6 書類の提出期限、場所及び方法

(1) 参加表明書

ア 提出期限 令和 7 年（2025 年）5 月 9 日（金）午後 5 時まで（必着）

イ 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く。受付時間は午前 9 時から午後 5 時まで）または郵送（書留郵便に限る。）による。

ウ 提出書類 参加表明書及び添付資料

エ 提出場所 上記 4 に同じ。

(2) 企画提案書

ア 提出期限 令和 7 年（2025 年）5 月 16 日（金）午後 5 時まで（必着）

イ 提出方法 持参（土曜日及び日曜日を除く。受付時間は午前 9 時から午後 5 時まで）または郵送（書留郵便に限る。）による。

ウ 提出書類 企画提案書及び添付資料

エ 提出場所 上記 4 に同じ。

7 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

8 最良の提案をした者の選定

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という）を選定する。

9 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続きを行う。

10 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨（円）

(2) 契約書作成の要否

要

(3) プロポーザル審査会に関する説明

提出されたプロポーザルの内容についてはヒアリング審査を実施する。

ただし、提出数が 3 を超えるときには書類選考を行う場合がある。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 4 に同じ。

(5) 契約保証金について

契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上とするが、免除する場合がある。

(6) その他の留意事項

ア 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

イ 審査結果及び特定者名は、公表する。

ウ 詳細は、企画提案指示書による。